

# 令和元年度 青森市立浪打中学校 部活動運営方針

令和元年5月22日  
青森市立浪打中学校

## はじめに

○部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒の自主性、自発的な参加により行われる活動を通して、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等を図っていくものである。

○全職員の共通理解のもと、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部活動顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、保護者にも活動内容を十分理解してもらい、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。

○本活動方針は、運動部活動及び文化部活動を含めた全部活動の運営方針である。

## 1 適切な運営のための体制整備

- (1) 毎年度、「学校の部活動に係る運営方針」を策定し、学校のホームページへの掲載等により公表する。
- (2) 部活動顧問は、年間の指導計画（活動日時、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の指導計画及び指導実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- (3) 生徒や教職員の数等を踏まえ、指導内容の充実、児童生徒の安全の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に部活動を実施できるよう、以下の部活動を設置する。

運動部	野球部（男） サッカー部（男） バスケットボール部（女） バレーボール部（女） バドミントン部（男女） 卓球部（男女） ソフトテニス部（男女） 陸上部（男女）
文化部	書道部（男女） 美術部（男女） 合唱部（男女） 園芸部（支援学級）
特設部	水泳部

※ ・水泳部については、校外のクラブにおいて活動するものであり、中体連主催の大会参加のため、特設しているものである。

- (4) 校長は、毎月の指導計画及び指導実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、部活動顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

## 2 適切な活動日・休養日等の設定

#### (1) 休養日の設定

- ① 週当たり2日以上の休養日を設ける。(長期休業中も同様)
  - ・平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ② 毎週月曜日の定時退下日(リフレッシュマンデー)は、部活動休止日とする。
- ③ 週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ④ 定期テスト前の部活動については、3日前から全面的に休止とする。また、1週間前から、終了時刻を早めにするなど配慮すること。
- ⑤ 以下の期間を原則として休養日とする。

令和元年度学校閉庁日(8月13日～15日) 令和元年度年末年始休業(12月28日～1月5日)
---

#### (2) 活動時間の設定

- ① 平日の放課後の練習は、18:30までとし、18:50までには学校を出るものとする。(12月～3月は、終了時刻を18:00とする。)
- ② 学校の休業日(週休日を含む)については、活動時間を3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこととする。
- ③ 朝練習は顧問教師がつき、自主練習は行わないこととする。

#### (3) 主要な大会等に向けた活動について

- ① 中学校体育連盟が主催する大会や文化部の連盟等が主催する主要な大会等に向けた活動においては、重点的に取り組む時期であるが、過度な負担とならないよう配慮すること。また、別の日に休養日を設けるなど、十分な休養が確保できるよう留意すること。

### **3 学校単位での大会への参加について**

- (1) 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度にならないことを考慮して、参加する大会、コンクール等を精査する。
- (2) 中体連が主催する大会については、校長あるいは教員が引率するが、各スポーツ団体が主催する大会については、大会要項を吟味の上、保護者引率となることもある。
- (3) 部活動として大会に参加する場合には、顧問は引率計画を作成し、校長へ届け出ると共に、生徒及び保護者へ確実に通知する。
- (4) 中体連夏季大会及び中体連秋季大会のように、学校全体として参加計画を作成する場合、会場等への移動手段を貸し切りバス等を学校で手配することもあるが、選手等の大会会場への移動については、保護者による送迎を原則とする。
- (5) 大会参加に限らず、練習試合等においても、顧問等の引率教員は、自分の自家用車に生徒を乗せてはいけない。

### **4 運営上の留意点**

#### (1) 入部・退部について

- ① 各部への入部については、自由加入とする。また、このことを踏まえ、本人及び保護者の希望により、校外のクラブ等への参加も自由であり、本校の部活動へ参加しながら校外のクラブ等へ参加することも自由である。

- ② 入部する際は、運動部あるいは文化部のどちらか1つとする。
- ② 新入生については、活動見学及び仮入部の期間を経た後に入部届けを提出する。
  - ・新入生歓迎会（4/9）から部活動組織会（4/18）までは仮入部とする。
  - ・この期間の1年生の活動は、見学や軽い運動にとどめることとする。
  - ・活動時間は17：20までとし、17：30には学校を出るようにする。
  - ・入部後の中体連夏季大会までの活動時間は17：30までとする。ただし、すでに基本を身に付けており選手となりうる1年生については、顧問が学級担任及び家庭に連絡し、承認を得た上で17：30以降も活動してよいこととする。
- ③ 2、3年生についても、年度毎に入部届を提出するものとする。
- ④ 退部を希望する際は、保護者、顧問及び学級担任と相談の上、退部届を提出する。

## 5 その他

### （1）適切な指導について

- ① 顧問は、科学的なトレーニングや合理的な指導方法を積極的に学び、短時間で効果が得られるよう、練習方法を工夫する。
- ② いかなる理由があっても、部活動の指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等のない指導に徹する。

### （2）安全な活動について

- ① 顧問は、活動場所や施設、用具などの安全管理とともに、部員の健康管理及び事故防止と安全指導を行う。
- ② 特に熱中症予防については、部員の練習前の体調チェックを丁寧に行い、活動中の水分補給や生徒一人一人の様子に注意するなど、適切に対応すること。

### （3）部活動の約束・留意事項

- ① 持ち物は、必ず活動場所へ持参する。
- ② 活動時の服装は、原則として学校指定のトレパン・トレシャツはハーフパンツ・半袖シャツ、部活動ごとに定めた練習着及びユニフォームとする。
- ③ 用具及び施設を大切に使用すること。破損等があった場合は、顧問と教頭先生に速やかに報告すること。
- ④ トイレ、水飲み場については、外の部活動は1階東側トイレ、水飲み場を使用すること。
- ⑤ 活動終了後は確実に後始末、清掃をすること。室内で活動した部は、戸締まり、消灯、暖房等の確認を責任を持って行うこと。
- ⑥ 部活動で使用する個人所有の用具（シューズやラケット等）は、学校に置かず、毎日持ち帰ること。
- ⑦ 学校の休業日に体育館で活動する部活動の生徒は、原則、体育館玄関から入り、外で活動する生徒は直接活動場所へ行くこと。
- ⑧ 部活動が終了し解散した後は、買い食いや寄り道をせず、真っ直ぐに帰宅すること。
- ⑨ 校舎の周りを走る際は、駐車場を横切ることになるため、車の移動等に十分に注意すること。
- ⑩ 部活動を行うに当たっての一番大切なこととして、常に浪打中学校の一員であり、所属する部の一員であることを念頭におき、一生懸命に活動すること。